

# 浦和大学短期大学部における公的研究費の不正防止に関する規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、浦和大学短期大学部（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく科学研究費補助金等の公的研究費補助金をいう。
- (2) 「研究費の不正使用」とは、実体を伴わない謝金又は給与の請求、物品購入による架空の請求、不当な旅費の請求をはじめとして、法令、公的研究費を配分した機関（以下「資金配分機関」という。）が定める規程等及び本学規程等に違反する経費の使用をいう。
- (3) 「研究活動上の不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果のとりまとめ（報告を含む）の各過程においてなされる次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされた場合、適切な方法により正当に得られた研究成果が、結果的に誤りであった場合は、研究活動上の不正行為には当たらないものとする。
  - ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為。
  - イ 改ざん 研究資料、機器、研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
  - ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為。
- (4) 「教職員等」とは、役員、教職員及び学生等をいう。
- (5) 「部局」とは、各学部、事務局をいう。
- (6) 「被通報者」とは、直接の通報の対象となった研究者をいう。

## 第2章 体制及び責務

### (責任と権限)

第3条 本学の公的研究費を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、事務局長をもって充てる。
- (3) 部局責任者は、当該部局の公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つものとし、学科長をもって充てる。
- (4) 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任をもって公的研究費の運営及び管理並びに研究上の不正行為の防止が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

### (教職員等の責務)

第4条 教職員等は、高い倫理性の保持に努めるとともに、研究活動上の不正行為及び不正使用（以下「不正行為等」という）を行ってはならない。

- 2 教職員等は、この規程及びこの規程に基づく部局責任者の指示に従うとともに、調査への協力の要請があった場合は、これに協力しなければならない。

### (公的研究費の事務管理)

第5条 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務等を事務局に委任し、公的研究費の申請・相談窓口、経理事務手続きに関する業務については教務課が、公的研究費の使用ルール等の研究者、事務職員への周知、物品の検収、監査については総務課が行う。

- 2 事務分掌その他必要な事項は別に定める。

## 第3章 不正防止計画等

### (不正防止計画)

第6条 最高管理責任者は、公的研究費に関する不正行為等を発生させる要因を把握し、その対応のため、具体的な研究活動上の不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）を策定し、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。

(不正防止委員会)

第7条 本学の公的研究費を適正に運営・管理してゆくため、最高管理責任者の下に、全学的観点から「不正防止計画」を推進する担当部署として「公的研究費不正防止委員会」を置く。

2 「公的研究費不正防止委員会」について必要な事項は、別に定める。

(不正防止計画の実施)

第8条 各部局は、主体的に「不正防止計画」を実施するとともに、「公的研究費不正防止委員会」と連携及び協力するものとする。

#### 第4章 通報等の受付

(通報窓口)

第9条 本学における公的研究費に係る不正行為等に関する通報及び告発（以下「通報等」という。）に対応するため受け付け窓口（以下「通報窓口」という。）を総務課に置き、総務課長が担当する。（以下「窓口担当」という。）

(通報の受付)

第10条 不正行為等の疑いがあると思料する者は、何人も、通報等を行うことができる。

2 通報等の方法は、文書、ファックス、電子メール、電話又は面談により行うものとする。

3 通報等は、原則として顕名により行われ、不正行為等を行ったとする研究者・グループ、不正行為等の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されていなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、匿名による通報等があった場合、その内容によっては、顕名による通報等に準じた取扱いをすることができる。

5 通報窓口は、通報等を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者に報告するとともに、通報等を受け付けた旨を、当該通報等を行った者（以下「通報者」という。）に通知するものとする。この場合において、書面（封書、ファックス及び電子メールをいう）以外の方法で、通報を受け付けたときは、当該通報者に口頭で受け付けた旨を連絡することにより通知を省略するものとする。

6 最高管理責任者は、報告を受けたときは、直ちに統括管理責任者及び関係する部局責任者その他必要な者を指名し、当該通報等の事案に係る予備調査の実施の要否を協議の上、決定する。

7 統括管理責任者は、第6項の協議の結果、当該通報等を受理しないこととなった場合、その旨を、理由を付して通報者に通知する。

(管理方法)

第11条 受け付けた通報等の内容の管理方法については、「学校法人九里学園公益通報者の保護等に関する規程」第5条第2項及び第9条第1項の規定を準用する。

#### 第5章 通報者及び被通報者の取扱い

(秘密保持等)

第12条 窓口担当は、通報等の内容及び通報者の秘密を守るため、通報等を受け付ける場合は、通報者が特定されないように適切な措置を講じるものとする。

2 最高管理責任者は、通報者、被通報者、通報内容及び調査内容について調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密の保持を徹底しなければならない。

3 通報窓口の職員及びこの規程に定める業務に携わる者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(通報者の保護)

第13条 部局責任者は、通報等をしたことを理由として、当該通報者の職場環境等が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

2 教職員は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(悪意に基づく通報等)

第14条 何人も、悪意（被通報者を陥れるため若しくは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく通報を行ってはならない。

## 第6章 通報等に係る事案の調査

### (調査を行う機関)

- 第15条 最高管理責任者は、本学に所属する教職員の不正行為等の通報等があった場合は、本学が通知された事案に関わる調査を行う。
- 2 被通報者が複数の研究機関等に所属する場合は、被通報者が通報された事案に係る研究等を主に行っていた研究機関等を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。

### (予備調査)

- 第16条 統括管理責任者は、第10条第6項の規定により、当該通報等された事案に係る予備調査の実施が決定されたときは、当該通報等された事案に係る予備調査を迅速かつ公正に行う。
- 2 統括管理責任者は、予備調査を行うため、予備調査委員会（予備調査委員長は統括管理責任者とする。）を設置する。この場合において、予備調査委員会は、統括管理責任者が指名する者を委員として組織する。その際、最高管理責任者が指名する者を委員として加える。
- 3 予備調査委員会は、関係者とのヒアリングを行い、通報等の内容の合理性、調査可能性等の予備調査を実施する。
- 4 統括管理責任者は、通報等を受理した日から起算して概ね20日以内に予備調査の結果を最高管理責任者に報告する。

### (本調査の通知・報告)

- 第17条 最高管理責任者は、前条第4項の報告に基づき、当該通報等された事案に係る本調査を実施するか否かを決定する。
- 2 最高管理責任者は、前項により本調査を実施することを決定した場合、当該資金配分機関に対し、本調査を行う旨報告する。
- 3 最高管理責任者は、第1項により本調査を実施することを決定した場合、通報者並びに被通報者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被通報者が本学以外の機関に所属している場合には、当該所属機関に対しても本調査を実施する旨通知するものとする。
- 4 最高管理責任者は、第1項により本調査を実施しないことが決定された場合は、その理由を付して当該通報者に通知する。
- 5 本調査は、第1項による本調査の実施の決定された日から起算して概ね30日以内に開始するものとする。
- 6 通報等された事案の調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう配慮する。

### (本調査中における一時的措置)

- 第18条 最高管理責任者は、本調査の実施が決まった後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、当該通報等をされた研究に係る公的研究費の執行の停止その他必要な措置を講ずることができる。
- 2 最高管理責任者は、当該資金配分機関から被通報者の当該研究費の支出停止等を命ぜられた場合は、必要な措置を講じる。

### (調査委員会)

- 第19条 最高管理責任者は、本調査実施を決定した場合は、直ちに統括管理責任者に対し、本調査の実施を指示する。
- 2 統括管理責任者は、本調査を行うため、調査委員会（調査委員長は統括管理責任者とする。）を設置する。この場合において、調査委員会は、当該通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者のうちから統括管理責任者が指名するものを委員として組織する。その際、最高管理責任者が指名する者を委員として加える。
- 3 調査委員会が必要と認めたときは、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 調査委員会は、調査委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席がなければ、委員会を開き、議決することができない。また、議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、調査委員長が決定する。
- 5 調査委員長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知するものとする。
- 6 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から7日以内に、調査委員長に対し、異議申立てをすることができる。
- 7 調査委員長は、前項の異議申立てを受け、その内容が妥当と判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査の実施)

- 第20条 調査委員会は、指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒアリング、再実験等の要請等により本調査を行う。また、研究費の不適切な使用に係る事案のときは、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査、関係者のヒアリング等により行う。
- 2 調査委員会は、本調査の実施に当たり、被通報者に対して、弁明の機会を与えなければならない。
  - 3 最高管理責任者は、調査の終了前であっても資金配分機関から求められたときは、調査の中間報告を行う。

(証拠の保全)

- 第21条 調査委員会は、本調査に当って、通報等された事案に係る研究又は研究費に関して、証拠となる資料、関係書類等を保全する措置をとる。研究等が行われた研究機関等が本学でないときは、調査委員会は、当該研究機関に対し証拠となる資料、関係書類等を保全する措置をとるよう依頼するものとする。

(事実認定)

- 第22条 調査委員会は、不正行為等か否かの認定を本調査開始後概ね150日以内に行う。
- 2 調査委員会は、研究活動上の不正行為が行われたものと認定したときは、その内容、研究活動上の不正行為に関与した者及びその関与の度合、研究活動上の不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定するものとする。
  - 3 調査委員会は、研究費の不適切な使用が行われたものと認定したときは、その内容、研究費の不適切な使用に関与した者及びその関与の度合、不適切に使用された研究費の額を認定するものとする。
  - 4 調査委員会は、不正行為等が行われていないと認定した場合で、本調査を通じて通報等が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。
  - 5 調査委員長は、認定が終了したときは、直ちに最高管理責任者にその結果を報告する。

(調査結果の通知)

- 第23条 最高管理責任者は、前条第4項の報告を基に、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で不正行為等に関与したと認定された者を含む。）に通知するとともに、被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知するものとする。
- 2 最高管理責任者は、当該資金配分機関に、調査結果を通知するとともに、当該公的研究費に関して必要な協議を行う。
  - 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報等との認定があった場合において、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て及び再調査)

- 第24条 不正行為等と認定された被通報者又は悪意に基づく通報等と認定された通報者は、前条に規定する通知を受けた日から起算して15日以内に書面により、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできないものとする。
- 2 調査委員長は、不服申立てがあった場合は、調査委員会において、当該不服申し立ての審査を行う。
  - 3 不服申立てがなされたときには、調査委員長は、直ちに最高管理責任者へ報告するとともに、調査委員会に諮り、不服申立ての趣旨、理由等を検討し、当該事項の再調査を行うか否かを速やかに決定する。
  - 4 最高管理責任者は、被通報者から不正行為等の認定に係る不服申し立てがあったときは、当該通報者にその旨通知するものとする。
  - 5 最高管理責任者は、不服申し立てがなされたときには、当該資金配分機関に通知する。不服申し立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。
  - 6 調査委員長は、再調査を行う決定を行った場合は、直ちに最高管理責任者へ報告するものとする。
  - 7 最高管理責任者は、前項の報告を基に、再調査の旨を当該申立人に通知し、先の調査結果を覆すに足る資料等の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査への協力を要請する。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。

(再調査結果の通知及び報告)

- 第25条 調査委員長は、再調査を開始した場合は、概ね50日以内に、調査委員会において先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者へ報告する。

- 2 最高管理責任者は、再調査結果を踏まえ、不服申立てに対する処置を決定する。
- 3 最高管理責任者は、再調査結果の通知を行う場合は、第23条の規定に準じて行う。

(調査結果の公表)

- 第26条 最高管理責任者は、不正行為等が行われたと認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。公表内容は、不正行為等に関与した者の所属及び氏名、不正行為等の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の所属及び氏名、調査方法、手順等とする。
- 2 最高管理責任者は、不正行為等が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた等の場合には、通報者及び被通報者等の了解を得て、調査結果を公表する。
  - 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報等であった場合には、通報者の所属及び氏名、通報等が悪意であると認定した理由を公表する。

## 第7章 認定後の措置

(認定後の措置)

- 第27条 最高管理責任者は、不正行為等の事実が認定された場合には、次に掲げる措置をとるものとする。
- (1) 不正行為等への関与が認定された者（以下「被認定者」という。）に対し、直ちに当該認定に係る公的研究費の使用中止を命ずるとともに、必要な措置を講じるものとする。
  - (2) 被認定者に対し、当該認定に係る論文等の取り下げを勧告するものとする。
- 2 本学就業規則に基づく懲戒処分の手続きを行う。
  - 3 本学と取引する業者が不正行為等に関与している場合は、別に定める「物品購入等契約に係る取引停止等の取扱規程」により措置を講じる。
  - 4 最高管理責任者は、被通報者に不正行為等の事実がないと認定された場合には、研究活動の円滑な再開、当該通報等をされた研究に係る公的研究費の執行停止の解除等名誉回復のため必要な措置を講じるものとする。

(是正措置等)

- 第28条 最高管理責任者は、本調査の結果、不正行為等が行われたものと認定した場合は、当該部局責任者に対し是正措置等を講じる旨を命ずるとともに、再発防止のために必要な是正措置等を講じたことの内容を当該通報者及び当該資金配分機関に対して通知するものとする。

## 第8章 監査

(内部監査)

- 第29条 最高管理責任者は、公的研究費の内部監査部門を総務課内に置き、監査担当者は、別に定める「公的研究費に関する内部監査規程」により公的研究費に関わる監査を行う。
- 2 監査担当者は、監査内容に応じて、担当以外の教職員を指名し、専門的な意見を徴することができる。
  - 3 公的研究費監査部門は、監査結果を最高管理責任者に報告するものとする。
  - 4 最高管理責任者は、検査結果を「公的研究費不正防止委員会」において公表する。公的研究費監査部門は、「公的研究費不正防止委員会」との連携により、研究上の不正発生要因を把握し、それに応じた実効性のある監査を行う。

(学園本部監査)

- 第30条 学園本部は、学校法人九里学園管理規程第22条に基づき監査を行う。
- 2 学園本部監査は、別に定める「内部監査規程」により、学園全体の視点から公的研究費の運営及び管理並びに研究活動上の体制等を含め監査を行う。

## 第9章 雑則

(雑則)

- 第31条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

(改廃)

- 第32条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附則

この規程は、平成19年12月8日から施行する。